

育児休業取得促進 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月15日 ～ 令和8年8月14日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。改正された制度は、改正の都度、行う。

<対策>

- 令和5年8月～ 育児介護休業規程の内容の確認
- 令和5年9月～ 育児介護休業規程、育児介護休業制度の社内への周知
- 令和5年10月～ 育児介護休業法等、育児に関する制度の改正があった場合、
その都度、内容の周知を行う

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、全従業員の研修を行う。

<対策>

- 令和5年8月～ 従業員へのヒアリング等による実態把握
- 令和5年11月～ 研修内容の検討
- 令和6年1月～ 研修の実施